

研究会	アジア地域統合研究試論（金曜セミナー）第 15 回
テーマ	アジアの環境ガバナンス：アジア地域統合と地域環境協力に関する試論
報告者	松岡俊二（アジア太平洋研究科教授）
日時	2008 年 3 月 10 日（金） 11 時 00 分～12 時 30 分
場所	早稲田大学 1 9 号館 5 0 1 教室
参加者	天児慧（アジア太平洋研究科教授）、園田茂人（同教授）、各フェロー、院生など。

報告要旨：

研究テーマとして、アジア地域統合における「開発と環境」・「持続可能な発展」のあり方、アジアにおける環境協力（環境政策における政策協調のあり方）、環境のマイナスの価値の発生を抑制してプラスの価値を創造する地域的メカニズムのあり方を考える。また、持続可能な発展のための「社会的能力と制度」、「環境ガバナンス」、「環境レジーム」とは何かについて考える。今まで、基本的に一国システムの中を前提とした能力システムと環境に関わる能力形成に対する制度の枠組みや分析道具を使ってきたので、これをいかに多国間、地域レベル、或いは東アジアのレベルに拡大できるのかが、自分の研究チャレンジである。アジアの経済的地域統合の環境インパクトがあって、問題が共通化され、地域環境協力・協調の必要性が認識され、ガバナンス・レジームの議論が生まれるというアプローチの中で、アクターの関係性を分析し、行動の基本となる制度（フォーマル・インフォーマル）の形成分析を行う。しかし、アジアの場合、どこに向かっていくのかが見えにくいいため、EU、NAFTA、バルト海の例を比較参考する。

言葉の定義面の研究整理。環境協力とは、政府間でどのような組織が形成され、どのように機能させるのかが重要である。ガバナンスとは、政策のリンクとハーモナイゼーションによって、様々なアクターが関わりながら、問題を解決する仕組みやメカニズムとして定義されるのが一般的である。最近の議論では、上からの統治と下からの自治という環境民主主義として描かれる。同様に、地域協力にもいくつかの定義があるが、どれも曖昧なままである。

アジアの環境協力の目標モデルとして、先に挙げた事例を比較する。EU/EC の場合、前年の国連ストックホルム会議を受ける形で 1973 年に第一次環境行動計画が策定され、83 年の第三次から予防原理に転換され、86 年の欧州議定書で初めて条約化されミッションとなった。翌年からいかに一貫性を持たせ体系化するかの作業に入り、92 年のマーストリヒト条約を経て、欧州環境庁という組織形成に発展した。そして、環境を外交戦略として使い、グローバル・スタンダードをつくっている。政治統合という方向で動いているので、連邦国家の環境政策に向かっていると言える。これは、全体としてアジアでは考えにくい展開であるが、個々の協力方法には参考になる点が多い。

NAFTA の場合、米国とカナダに加えて、メキシコを加盟させる際に、自由貿易協定に環境・労働面での社会条項を付属協定として課した。また、二国間での環境問題に取り組む

枠組みがある。これは、アジアも参考にできる事例である。それと、バルト海汚染に関する周辺地域国の取り組みも、問題先行型という点で、アジアの参考になる。70年代の冷戦下では進まなかった協力が、冷戦崩壊後、人々の生活面に目が向いたことにより、海洋環境保護宣言が採択され、共通の政策が進められた。政治体制が異なっても協力可能であることが証明された点も、アジアの参考になる。

ここで現在の東アジアの状況を見てみると、日本が呼び掛けた東アジア酸性雨ネットワーク（EANET）があるが、あくまでモニタリング中心で積極的な問題解決型ネットワークではない。また、渡り鳥の保護問題を契機に、日中韓三国環境大臣会議が毎年開催されるようになった。最後に、日本政府にとっては気候変動、温暖化の問題が大きな課題である。また、日中間で 200 億円規模の環境基金ができる方向で動いている。日本と中国、日本とアジアの途上国での協力枠組み体制の構想と提案は、研究者にとっても重要課題である。

記録：平川幸子（GIARI アジア地域統合フェロー）

編集：長田洋司（アジア太平洋研究科助手）